【平成20年6月13日法律第65号改正後】

（基金への通知）

**第七十九条の五十三**　基金の会員である金融商品取引業者は、次の各号に該当する場合には、直ちに、その旨をその所属する基金に通知しなければならない。

一　第五十二条第一項、第五十三条第三項又は第五十四条の規定により第二十九条の登録を取り消されたとき。

二　破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行つたとき（有価証券関連業を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録及び外国法人である金融商品取引業者にあつては、国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。）。

三　金融商品取引業の廃止（外国法人である金融商品取引業者にあつては、国内に設けられたすべての営業所又は事務所における金融商品取引業の廃止を含む。以下この号において同じ。）をしたとき若しくは解散（外国法人である金融商品取引業者にあつては、国内に設けられた営業所又は事務所の清算の開始を含む。）をしたとき、又は第五十条の二第六項の規定による金融商品取引業等の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

四　第五十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第七号に該当する場合に限る。）を受けたとき。

２　基金は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

３　内閣総理大臣は、基金の会員である金融商品取引業者に対し次に掲げる処分をしたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該金融商品取引業者が所属する基金に通知しなければならない。

一　第五十二条第一項若しくは第四項、第五十三条第三項又は第五十四条の規定による第二十九条の登録の取消し

二　第五十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第七号に該当する場合に限る。）

４　内閣総理大臣は、基金の会員である金融商品取引業者につき、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百九十条第一項の規定による破産手続開始の申立てをしたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該金融商品取引業者が所属する基金に通知しなければならない。

５　内閣総理大臣は、基金の会員である金融商品取引業者につき、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三百七十九条第二項、第四百四十八条第二項又は第四百九十二条の規定による通知その他特別清算に関する通知を受けたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該金融商品取引業者が所属する基金に通知しなければならない。

【平成20年6月13日 法律第65号】 （改正なし）

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（基金への通知）

第七十九条の五十三　基金の会員である金融商品取引業者は、次の各号に該当する場合には、直ちに、その旨をその所属する基金に通知しなければならない。

一　第五十二条第一項、第五十三条第三項又は第五十四条の規定により第二十九条の登録を取り消されたとき。

二　破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行つたとき（有価証券関連業を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録及び外国法人である金融商品取引業者にあつては、国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。）。

三　金融商品取引業の廃止（外国法人である金融商品取引業者にあつては、国内に設けられたすべての営業所又は事務所における金融商品取引業の廃止を含む。以下この号において同じ。）をしたとき若しくは解散（外国法人である金融商品取引業者にあつては、国内に設けられた営業所又は事務所の清算の開始を含む。）をしたとき、又は第五十条の二第六項の規定による金融商品取引業等の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

四　第五十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第七号に該当する場合に限る。）を受けたとき。

２　基金は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

３　内閣総理大臣は、基金の会員である金融商品取引業者に対し次に掲げる処分をしたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該金融商品取引業者が所属する基金に通知しなければならない。

一　第五十二条第一項若しくは第四項、第五十三条第三項又は第五十四条の規定による第二十九条の登録の取消し

二　第五十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第七号に該当する場合に限る。）

４　内閣総理大臣は、基金の会員である金融商品取引業者につき、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百九十条第一項の規定による破産手続開始の申立てをしたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該金融商品取引業者が所属する基金に通知しなければならない。

５　内閣総理大臣は、基金の会員である金融商品取引業者につき、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三百七十九条第二項、第四百四十八条第二項又は第四百九十二条の規定による通知その他特別清算に関する通知を受けたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該金融商品取引業者が所属する基金に通知しなければならない。

（改正前）

（新設）

第七十九条の五十三 　基金の会員である証券会社は、次の各号に該当する場合には、直ちに、その旨をその所属する基金に通知しなければならない。

一　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）、第五十六条の二第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は第五十六条の三（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定により第二十八条の登録（外国証券会社にあつては、同法第三条第一項の登録）を取り消されたとき。

二　破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行つたとき（外国証券会社にあつては、国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。）。

三　証券業の廃止（外国証券会社にあつては、国内に設けられたすべての支店における証券業の廃止を含む。以下この号において同じ。）をしたとき若しくは解散（外国証券会社にあつては、国内に設けられた支店の清算の開始を含む。）をしたとき、又は第五十五条第三項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十三条第三項）の規定による証券業の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

四　第五十六条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第四号に該当する場合に限る。）を受けたとき（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第四号に該当する場合に限る。）を受けたとき。）。

②　基金は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

③　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社に対し次に掲げる処分をしたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

一　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）、第五十六条の二第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は第五十六条の三（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による第二十八条の登録（外国証券会社にあつては、同法第三条第一項の登録）の取消し

二　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（第五十六条第一項第四号（外国証券会社にあつては、同法第二十四条第一項第四号）に該当する場合に限る。）

④　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社につき、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百九十条第一項の規定による破産手続開始の申立てをしたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

⑤　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社につき、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三百七十九条第二項、第四百四十八条第二項又は第四百九十二条の規定による通知その他特別清算に関する通知を受けたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第七十九条の五十三　基金の会員である証券会社は、次の各号に該当する場合には、直ちに、その旨をその所属する基金に通知しなければならない。

一　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）、第五十六条の二第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は第五十六条の三（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定により第二十八条の登録（外国証券会社にあつては、同法第三条第一項の登録）を取り消されたとき。

二　破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始　又は特別清算開始の申立てを行つたとき（外国証券会社にあつては、国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。）。

三　証券業の廃止（外国証券会社にあつては、国内に設けられたすべての支店における証券業の廃止を含む。以下この号において同じ。）をしたとき若しくは解散（外国証券会社にあつては、国内に設けられた支店の清算の開始を含む。）をしたとき、又は第五十五条第三項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十三条第三項）の規定による証券業の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

四　第五十六条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第四号に該当する場合に限る。）を受けたとき（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第四号に該当する場合に限る。）を受けたとき。）。

②　基金は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

③　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社に対し次に掲げる処分をしたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

一　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）、第五十六条の二第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は第五十六条の三（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による第二十八条の登録（外国証券会社にあつては、同法第三条第一項の登録）の取消し

二　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（第五十六条第一項第四号（外国証券会社にあつては、同法第二十四条第一項第四号）に該当する場合に限る。）

④　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社につき、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百九十条第一項の規定による破産手続開始の申立て　をしたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

⑤　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社につき、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三百七十九条第二項、第四百四十八条第二項又は第四百九十二条の規定による通知その他特別清算に関する通知を受けたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

（改正前）

第七十九条の五十三　基金の会員である証券会社は、次の各号に該当する場合には、直ちに、その旨をその所属する基金に通知しなければならない。

一　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）、第五十六条の二第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は第五十六条の三（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定により第二十八条の登録（外国証券会社にあつては、同法第三条第一項の登録）を取り消されたとき。

二　破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てを行つたとき（外国証券会社にあつては、国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。）。

三　証券業の廃止（外国証券会社にあつては、国内に設けられたすべての支店における証券業の廃止を含む。以下この号において同じ。）をしたとき若しくは解散（外国証券会社にあつては、国内に設けられた支店の清算の開始を含む。）をしたとき、又は第五十五条第三項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十三条第三項）の規定による証券業の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

四　第五十六条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第四号に該当する場合に限る。）を受けたとき（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第四号に該当する場合に限る。）を受けたとき。）。

②　基金は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

③　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社に対し次に掲げる処分をしたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

一　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）、第五十六条の二第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は第五十六条の三（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による第二十八条の登録（外国証券会社にあつては、同法第三条第一項の登録）の取消し

二　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（第五十六条第一項第四号（外国証券会社にあつては、同法第二十四条第一項第四号）に該当する場合に限る。）

④　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社につき、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百九十条第一項の規定による破産手続開始の申立て又は商法第四百三十一条第三項（同法第四百八十五条第三項において準用する同条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百八十一条第二項の規定による特別清算の開始の通告をしたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

⑤　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社につき、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三百七十九条第二項、第四百四十八条第二項若しくは第四百九十二条又は非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十五条の三十（同法第百三十八条の十五（同法第百三十八条の十六において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】

（改正後）

第七十九条の五十三　基金の会員である証券会社は、次の各号に該当する場合には、直ちに、その旨をその所属する基金に通知しなければならない。

一　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）、第五十六条の二第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は第五十六条の三（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定により第二十八条の登録（外国証券会社にあつては、同法第三条第一項の登録）を取り消されたとき。

二　破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てを行つたとき（外国証券会社にあつては、国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。）。

三　証券業の廃止（外国証券会社にあつては、国内に設けられたすべての支店における証券業の廃止を含む。以下この号において同じ。）をしたとき若しくは解散（外国証券会社にあつては、国内に設けられた支店の清算の開始を含む。）をしたとき、又は第五十五条第三項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十三条第三項）の規定による証券業の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

四　第五十六条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第四号に該当する場合に限る。）を受けたとき（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第四号に該当する場合に限る。）を受けたとき。）。

②　基金は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

③　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社に対し次に掲げる処分をしたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

一　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）、第五十六条の二第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は第五十六条の三（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による第二十八条の登録（外国証券会社にあつては、同法第三条第一項の登録）の取消し

二　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（第五十六条第一項第四号（外国証券会社にあつては、同法第二十四条第一項第四号）に該当する場合に限る。）

④　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社につき、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百九十条第一項の規定による破産手続開始の申立て又は商法第四百三十一条第三項（同法第四百八十五条第三項において準用する同条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百八十一条第二項の規定による特別清算の開始の通告をしたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

⑤　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社につき、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三百七十九条第二項、第四百四十八条第二項若しくは第四百九十二条又は非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十五条の三十（同法第百三十八条の十五（同法第百三十八条の十六において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

（改正前）

第七十九条の五十三　基金の会員である証券会社は、次の各号に該当する場合には、直ちに、その旨をその所属する基金に通知しなければならない。

一　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）、第五十六条の二第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は第五十六条の三（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定により第二十八条の登録（外国証券会社にあつては、同法第三条第一項の登録）を取り消されたとき。

二　破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てを行つたとき（外国証券会社にあつては、国内において破産、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。）。

三　証券業の廃止（外国証券会社にあつては、国内に設けられたすべての支店における証券業の廃止を含む。以下この号において同じ。）をしたとき若しくは解散（外国証券会社にあつては、国内に設けられた支店の清算の開始を含む。）をしたとき、又は第五十五条第三項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十三条第三項）の規定による証券業の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

四　第五十六条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第四号に該当する場合に限る。）を受けたとき（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第四号に該当する場合に限る。）を受けたとき。）。

②　基金は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

③　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社に対し次に掲げる処分をしたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

一　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）、第五十六条の二第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は第五十六条の三（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による第二十八条の登録（外国証券会社にあつては、同法第三条第一項の登録）の取消し

二　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（第五十六条第一項第四号（外国証券会社にあつては、同法第二十四条第一項第四号）に該当する場合に限る。）

④　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社につき、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百九十三条第一項の規定による破産の申立て又は商法第四百三十一条第三項（同法第四百八十五条第三項において準用する同条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百八十一条第二項の規定による特別清算の開始の通告をしたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

⑤　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社につき、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三百七十八条第二項、第四百五十一条第二項若しくは第四百九十四条又は非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十五条の三十（同法第百三十八条の十五（同法第百三十八条の十六において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】

（改正後）

第七十九条の五十三　基金の会員である証券会社は、次の各号に該当する場合には、直ちに、その旨をその所属する基金に通知しなければならない。

一　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）、第五十六条の二第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は第五十六条の三（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定により第二十八条の登録（外国証券会社にあつては、同法第三条第一項の登録）を取り消されたとき。

二　破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てを行つたとき（外国証券会社にあつては、国内において破産、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。）。

三　証券業の廃止（外国証券会社にあつては、国内に設けられたすべての支店における証券業の廃止を含む。以下この号において同じ。）をしたとき若しくは解散（外国証券会社にあつては、国内に設けられた支店の清算の開始を含む。）をしたとき、又は第五十五条第三項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十三条第三項）の規定による証券業の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

四　第五十六条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第四号に該当する場合に限る。）を受けたとき（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第四号に該当する場合に限る。）を受けたとき。）。

②　基金は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

③　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社に対し次に掲げる処分をしたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

一　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）、第五十六条の二第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は第五十六条の三（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による第二十八条の登録（外国証券会社にあつては、同法第三条第一項の登録）の取消し

二　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（第五十六条第一項第四号（外国証券会社にあつては、同法第二十四条第一項第四号）に該当する場合に限る。）

④　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社につき、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百九十三条第一項の規定による破産の申立て又は商法第四百三十一条第三項（同法第四百八十五条第三項において準用する同条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百八十一条第二項の規定による特別清算の開始の通告をしたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

⑤　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社につき　、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三百七十八条第二項、第四百五十一条第二項若しくは第四百九十四条又は非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十五条の三十（同法第百三十八条の十五（同法第百三十八条の十六において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

（改正前）

第七十九条の五十三　基金の会員である証券会社は、次の各号に該当する場合には、直ちに、その旨をその所属する基金に通知しなければならない。

一　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）、第五十六条の二第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は第五十六条の三（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定により第二十八条の登録（外国証券会社にあつては、同法第三条第一項の登録）を取り消されたとき。

二　破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てを行つたとき（外国証券会社にあつては、国内において破産、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。）。

三　証券業の廃止（外国証券会社にあつては、国内に設けられたすべての支店における証券業の廃止を含む。以下この号において同じ。）をしたとき若しくは解散（外国証券会社にあつては、国内に設けられた支店の清算の開始を含む。）をしたとき、又は第五十五条第三項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十三条第三項）の規定による証券業の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

四　第五十六条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第四号に該当する場合に限る。）を受けたとき（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第四号に該当する場合に限る。）を受けたとき。）。

②　基金は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

③　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社に対し次に掲げる処分をしたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

一　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）、第五十六条の二第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は第五十六条の三（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による第二十八条の登録（外国証券会社にあつては、同法第三条第一項の登録）の取消し

二　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（第五十六条第一項第四号（外国証券会社にあつては、同法第二十四条第一項第四号）に該当する場合に限る。）

④　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社につき、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百七十八条の四十一第一項の規定による破産の申立て又は商法第四百三十一条第三項（同法第四百八十五条第三項において準用する同条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百八十一条第二項の規定による特別清算の開始の通告をしたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

⑤　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社につき、裁判所から、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百七十九条、会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）第三十五条第一項又は非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十五条の三十（同法第百三十八条の十五（同法第百三十八条の十六において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第93号】

（改正後）

④　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社につき、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百七十八条の四十一第一項の規定による破産の申立て又は商法第四百三十一条第三項（同法第四百八十五条第三項において準用する同条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百八十一条第二項の規定による特別清算の開始の通告をしたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

（改正前）

④　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社につき、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百七十八条第一項の規定による破産の申立て又は商法第四百三十一条第三項（同法第四百八十五条第三項において準用する同条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百八十一条第二項の規定による特別清算の開始の通告をしたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】

（改正後）

第七十九条の五十三　基金の会員である証券会社は、次の各号に該当する場合には、直ちに、その旨をその所属する基金に通知しなければならない。

一　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）、第五十六条の二第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は第五十六条の三（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定により第二十八条の登録（外国証券会社にあつては、同法第三条第一項の登録）を取り消されたとき。

二　破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てを行つたとき（外国証券会社にあつては、国内において破産、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。）。

三　証券業の廃止（外国証券会社にあつては、国内に設けられたすべての支店における証券業の廃止を含む。以下この号において同じ。）をしたとき若しくは解散（外国証券会社にあつては、国内に設けられた支店の清算の開始を含む。）をしたとき、又は第五十五条第三項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十三条第三項）の規定による証券業の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

四　第五十六条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第四号に該当する場合に限る。）を受けたとき（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第四号に該当する場合に限る。）を受けたとき。）。

（改正前）

第七十九条の五十三　基金の会員である証券会社は、次の各号に該当する場合には、直ちに、その旨をその所属する基金に通知しなければならない。

一　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）、第五十六条の二第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は第五十六条の三（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定により第二十八条の登録（外国証券会社にあつては、同法第三条第一項の登録）を取り消されたとき。

二　破産、和議開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てを行つたとき（外国証券会社にあつては、国内において破産、和議開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。）。

三　証券業の廃止（外国証券会社にあつては、国内に設けられたすべての支店における証券業の廃止を含む。以下この号において同じ。）をしたとき若しくは解散（外国証券会社にあつては、国内に設けられた支店の清算の開始を含む。）をしたとき、又は第五十五条第三項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十三条第三項）の規定による証券業の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

四　第五十六条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第四号に該当する場合に限る。）を受けたとき（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第四号に該当する場合に限る。）を受けたとき。）。

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

②　基金は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

③　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社に対し次に掲げる処分をしたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

一　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）、第五十六条の二第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は第五十六条の三（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による第二十八条の登録（外国証券会社にあつては、同法第三条第一項の登録）の取消し

二　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（第五十六条第一項第四号（外国証券会社にあつては、同法第二十四条第一項第四号）に該当する場合に限る。）

④　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社につき、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百七十八条第一項の規定による破産の申立て又は商法第四百三十一条第三項（同法第四百八十五条第三項において準用する同条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百八十一条第二項の規定による特別清算の開始の通告をしたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

⑤　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社につき、裁判所から、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百七十九条、会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）第三十五条第一項又は非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十五条の三十（同法第百三十八条の十五（同法第百三十八条の十六において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

（改正前）

②　基金は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

③　金融再生委員会は、基金の会員である証券会社に対し次に掲げる処分をしたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

一　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）、第五十六条の二第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は第五十六条の三（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による第二十八条の登録（外国証券会社にあつては、同法第三条第一項の登録）の取消し

二　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（第五十六条第一項第四号（外国証券会社にあつては、同法第二十四条第一項第四号）に該当する場合に限る。）

④　金融再生委員会は、基金の会員である証券会社につき、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百七十八条第一項の規定による破産の申立て又は商法第四百三十一条第三項（同法第四百八十五条第三項において準用する同条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百八十一条第二項の規定による特別清算の開始の通告をしたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

⑤　金融再生委員会は、基金の会員である証券会社につき、裁判所から、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百七十九条、会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）第三十五条第一項又は非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十五条の三十（同法第百三十八条の十五（同法第百三十八条の十六において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】

（改正後）

③　金融再生委員会は、基金の会員である証券会社に対し次に掲げる処分をしたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

一　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）、第五十六条の二第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は第五十六条の三（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による第二十八条の登録（外国証券会社にあつては、同法第三条第一項の登録）の取消し

二　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（第五十六条第一項第四号（外国証券会社にあつては、同法第二十四条第一項第四号）に該当する場合に限る。）

④　金融再生委員会は、基金の会員である証券会社につき、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百七十八条第一項の規定による破産の申立て又は商法第四百三十一条第三項（同法第四百八十五条第三項において準用する同条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百八十一条第二項の規定による特別清算の開始の通告をしたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

⑤　金融再生委員会は、基金の会員である証券会社につき、裁判所から、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百七十九条、会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）第三十五条第一項又は非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十五条の三十（同法第百三十八条の十五（同法第百三十八条の十六において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

（改正前）

③　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社に対し次に掲げる処分をしたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

一　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）、第五十六条の二第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は第五十六条の三（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による第二十八条の登録（外国証券会社にあつては、同法第三条第一項の登録）の取消し

二　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（第五十六条第一項第四号（外国証券会社にあつては、同法第二十四条第一項第四号）に該当する場合に限る。）

④　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社につき、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百七十八条第一項の規定による破産の申立て又は商法第四百三十一条第三項（同法第四百八十五条第三項において準用する同条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百八十一条第二項の規定による特別清算の開始の通告をしたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

⑤　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社につき、裁判所から、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百七十九条、会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）第三十五条第一項又は非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十五条の三十（同法第百三十八条の十五（同法第百三十八条の十六において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第七十九条の五十三　基金の会員である証券会社は、次の各号に該当する場合には、直ちに、その旨をその所属する基金に通知しなければならない。

一　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）、第五十六条の二第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は第五十六条の三（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定により第二十八条の登録（外国証券会社にあつては、同法第三条第一項の登録）を取り消されたとき。

二　破産、和議開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てを行つたとき（外国証券会社にあつては、国内において破産、和議開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。）。

三　証券業の廃止（外国証券会社にあつては、国内に設けられたすべての支店における証券業の廃止を含む。以下この号において同じ。）をしたとき若しくは解散（外国証券会社にあつては、国内に設けられた支店の清算の開始を含む。）をしたとき、又は第五十五条第三項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十三条第三項）の規定による証券業の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

四　第五十六条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第四号に該当する場合に限る。）を受けたとき（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第四号に該当する場合に限る。）を受けたとき。）。

②　基金は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

③　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社に対し次に掲げる処分をしたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

一　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）、第五十六条の二第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は第五十六条の三（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による第二十八条の登録（外国証券会社にあつては、同法第三条第一項の登録）の取消し

二　第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（第五十六条第一項第四号（外国証券会社にあつては、同法第二十四条第一項第四号）に該当する場合に限る。）

④　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社につき、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百七十八条第一項の規定による破産の申立て又は商法第四百三十一条第三項（同法第四百八十五条第三項において準用する同条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百八十一条第二項の規定による特別清算の開始の通告をしたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

⑤　内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社につき、裁判所から、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百七十九条、会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）第三十五条第一項又は非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十五条の三十（同法第百三十八条の十五（同法第百三十八条の十六において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

（改正前）

（新設）